

「愛知工業大学研究報告」査読規程

（目的）

- 第1条 愛知工業大学（以下「本学」という）における研究・教育等に関する成果の公表を目的として、愛知工業大学研究報告（以下、「紀要」という）を発行する。
- 2 紀要の質の向上を図ることを目的として、内容の適切さを評価するために査読制度を設ける。
- 3 本学の研究・教育成果を幅広く学内外に広報するため、査読なし論文、ノートを掲載する。

（査読の対象）

- 第2条 査読の対象となる原稿は、原著論文とする。
- 2 投稿者が「査読」を希望した投稿論文を、査読の対象とする。

（査読者の決定）

- 第3条 紀要委員会（以下、「委員会」という）は、査読者の選定を行う。
- 2 査読を希望する投稿論文を受付けた各学科等紀要委員（以下、「委員」という）は、公正かつ公平な査読が担保できる査読候補者を最低2名以上推薦する。
- 3 査読者は1論文につき2名とし、原則として、学外から選定する。

（査読者謝礼）

- 第4条 学外査読者には、論文1件につき5,000円を支払うものとする。
- 2 学内査読者には、謝礼は支払わないものとする。ただし、査読に必要な書籍購入、文献複写等の諸経費を論文1件につき5,000円を上限に大学より補助する。

（査読手続）

- 第5条 査読者決定後、委員長は論文原稿及び査読依頼文書、『査読結果報告書』を査読者へ発送する。
- 2 査読者は委員長から論文原稿を受け取った日から、原則として4週間以内に、査読結果を委員会に報告する。
- 3 委員会は、査読者から提出された査読結果に基づき、必要に応じて投稿者に修正等の要請を行う。
- 4 「指摘事項を修正の上、掲載可」と評価された論文で、再査読が必要になった場合は、投稿者から修正された論文が提出され次第、第5条第2項、第3項に基づいて再査読の手続きを行う。

（査読要領）

- 第6条 査読者は論文掲載の可否に関する役割の重要性を自覚し、投稿者の自主性を尊重しつつ、公正な査読に努めなくてはならない。

2 査読者は当該論文が紀要掲載に相応しい学術的水準のものであるか否かを総合的に判断し、「掲載可」「指摘事項を修正の上、掲載可」「掲載不可」のいずれかを『査読結果報告書』に記入し、委員会へ提出する。

3 「掲載不可」、「指摘事項を修正の上、掲載可」の評価を下す場合には、査読者は、掲載不可の理由、若しくは修正が必要な箇所及びその理由を明記しなければならない。

(論文掲載の採否)

第7条 論文掲載の採否は、査読結果などを踏まえて委員会が決定する。

(守秘義務)

第8条 委員会及び査読者は、査読を行った論文について口外してはならない。また、査読者の名は投稿者に秘するものとする。

(査読に関する庶務)

第9条 査読に関する庶務は、図書館事務課において行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、査読に必要な事項は別に定める。

附則 本規程は、第59号から適用する。